

障害の社会モデルに関する見直し案（修正案）

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。
ただし、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

解説

本条は、小金井市条例における用語について、その意味を明確にし、解釈に疑義が生じないように定めた規定です。

- (1) 障害者 障害者手帳等の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、高次脳機能障害、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的、断続的又は周期的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

解説

本号は、小金井市条例における「障害者」の定義を明らかにしたものです。基本的には差別解消法第2条1号と同趣旨の規定ですが、以下の点を補足します。

1 障害の意義についての考え方

~~障害は、個人の心身の機能によって生じるものではなく、その人に対する態度及び環境といった社会的障壁との間の相互作用によって生じるものであり、そのことによって継続的日常生活又は社会生活に制約がある状態であると考えられています。これは障害の「社会モデル」という考え方に基づいています。~~

旧来、障害は、個人の心身機能によって生じるものであるという「医学モデル（個人モデル）」で考えられていましたが、2006年に国際連合で採択された権利条約において、障害は、機能障害のある人とその人に対する態度及び環境による障壁との相互作用によって生じるものであるという「社会モデル」の考え方が示されました。差別解消法における「障害者」定義は、この概念を踏まえたものとなっています。

また、2001年にWHO総会で採択されたICF（国際生活機能分類）においては、障害は、心身機能、活動、参加のいずれかを過大視することなく、背景因子としての環境因子（物的環境、人的環境、社会制度等）や個人因子（年齢、性別、価値観等）も含めた相互作用によるものであるという「ICFモデル」で考えられています。

小金井市条例においては、これらの考え方を踏まえて定義しています。